

裁 決 書

審査請求人

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■

処分庁

■■■■■■■■■■福祉事務所長

上記審査請求人が令和3年10月6日に提起した、上記処分庁による令和■■年■■月■■日付けで行った保護廃止決定処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対し、令和■■年■■月■■日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づく保護廃止決定（以下「本件処分」という。）について、返還

金額の変更を求めるものである。

なお、本件審査請求の審査庁である埼玉県知事は、処分庁である[]福祉事務所長の上級行政庁ではない（法第64条参照）ので、裁決で本件処分を変更することはできない（行政不服審査法第46条第1項ただし書）から、本件審査請求の趣旨を本件処分の取消しを求めるものと解して、以下取り扱う。

2. 事案の経緯等

- (1) 処分庁は、令和[]年[]月[]日、審査請求人に対し、法に基づく保護を開始した。
- (2) 処分庁は、令和3年6月18日、審査請求人から、審査請求人の[]（以下「[]」という。）と同居するため転居を希望する旨の報告を受けた。
- (3) 処分庁は、同年8月5日、審査請求人に対して同月分の生活扶助費[]、[]円及び住宅扶助費[]円の計[]円から[]年金[]円を収入充当額として控除した[]円の保護費（以下「本件処分前保護費」という。）の支給を行った。
- (4) 処分庁は、同月17日、[]から、審査請求人への金銭的援助は可能であり、同年8月から審査請求人を引き取る旨の扶養届書を受領した。
- (5) 処分庁は、同月24日、審査請求人から、[]にある[]の住居へ転居した旨の報告を受けた。
- (6) 審査請求人は、同月25日、処分庁に対し、[]への転居により保護廃止を希望する旨記載した保護変更申請書を提出した。
- (7) 処分庁は、同月24日に審査請求人が市外に転出したことから、保護を廃止するとともに、8月分の保護費について、生活扶助費[]円を[]（日）で除した額に[]（日）を乗じて得た額である[]円に8月分の住宅費[]円を加えた額から8月分の[]年金[]円を差し引いた額である[]円（以下「本件処分後保護費」とい

う。)を支給することとした。

(8) 処分庁は、同年●月●日、審査請求人に対し、同年8月25日付けで市外転出及び親族引取りによる本件処分及び本件処分前保護費から本件処分後保護費を差し引いた●●●●●円(以下「本件過支給額」という。)の返還を求める旨を記載した本件処分通知を送付した。

(9) 審査請求人は、同年10月6日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 返還金額の算定に不明な点が多く、転居日から月末までの日数の比率と保護費と返還金額に対する比率に疑義が生じたため、処分庁に返還金額の内訳書を提出させ、確認したところ、●●●日分の生活扶助費から1か月分の収入認定額が控除されていた。算定式について法的根拠を求めたところ、処分庁の担当職員の説明は「生活保護手帳の通りに算出した」との説明のみでその他の説明を行わず、根拠法、算定式、算定根拠等の説明がなく疑義の解消には繋がらなかった。処分庁の担当職員の対応は、行政手続法(平成5年法律第88号)第35条に該当し違法であったと認識している。福祉行政は担当職員が個人的に行うものではなく市の責任で組織的に行われているものである。処分庁の担当職員の対応は●●●世帯に対する対応として冷淡で不適切であったと言わざるを得ない。

厚労省の説明に従えば生活保護費の返還金額は、保護費●●●●●円÷31日×●●日=●●●●●円となり、処分庁の決定は生活保護法にも国の判断にも則っておらず誤りである。埼玉県福祉部社会福祉課の見解も一致している。

よって、本件過支給額の決定は国や埼玉県が示すガイドライン等と異なる

方法により算出しており、誤りである。

2 処分庁の主張

- (1) 法第4条第2項には、「民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定されている。この規定に基づき、親族である■の引取りがあったことから、処分庁は、審査請求人の生活保護を令和3年8月25日付けで廃止とした。保護廃止後は、保護世帯ではない審査請求人に保護費が支払われていることになり、審査請求人には保護費の返還義務が生じている。
- (2) 収入認定の原則として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の2には、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」とある。また、■年金の収入認定に関しても、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1（4）アには、「1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当てについては、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月まで各月に分割して収入認定すること。」とある。
- (3) 局長通知第10の2（7）アには、「収入額が月により変動しない定期的収入については、その月額を基礎として支給額の算定を行うこと。」とある。さらに、保護開始の際、保護費の算定方法として、埼玉県生活保護マニュアルP178の2（2）には、「開始日から月末までに受領する場合は、通常の年

金の認定の例により次回支給月の前月までに分割認定する額の全額（年金月額）を、「開始月に収入認定すべき収入」とし、最低生活費（日割り）から手持金認定額を控除した額から、さらに控除して扶助支給額を算定する。」とある。この規定に基づき、審査請求人の■■■■年金は、保護廃止日である令和■■年■■月■■日以前に受領されているため、受領月である8月に月額の■■■■年金の全額を収入認定するべきと判断している。これらの規定に従い処分庁は、保護廃止月における■■■■年金の収入認定を月額で行った上で、以下のとおり保護費の返還額を算定している。なお、保護費の返還額の算定根拠について、処分庁は、審査請求人の求めに応じて計算式を記載した書面を交付しており、審査請求人への説明について、不適切な点はない。

- (4) このことから、本件処分には何ら違法又は不当な点はなく、本審査請求は速やかに棄却されるべきである。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 保護の実施機関は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない（法第19条第1項）とされ、また、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（法第26条）とされている。

したがって、保護の実施機関は、被保護者が保護の実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地等を有するとは認められないような場合には、原則として、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを廃止すべきものと解される。

- (2) 最低生活費の認定に当たり、日割計算を行わなければならないときは、実

日数に応じて日割計算を行うこと（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）問第7の19）とされ、また、保護を廃止する場合は、その前日まで保護費を計上すること（埼玉県生活保護マニュアル（2019年6月版）問5-1）とされている。

- (3) 保護の廃止等に伴い、前渡した保護費を支弁者に返還する義務は、民法第703条により生ずる（「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13-17）とされている。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

- (1) 上記1の事項を踏まえて本件について検討すると、審査請求人は、令和3年8月24日に[]に転居しているのであるから、審査請求人の居住地が処分庁の所管区域外に移転したものと見て、[]月[]日から審査請求人に対する保護を廃止することとした本件処分に係る処分庁の判断に誤りはなく、何ら違法又は不当な点はない。

また、本件処分において、処分庁は、[]年[]月[]日付けの本件処分通知により、審査請求人に対して通知しており、その手続に違法又は不当な点はない。

- (2) これに対して、審査請求人は、本件過支給額について、国や埼玉県が示すガイドライン等と異なる方法により算出しており、誤りであると主張する。

処分庁は、令和3年8月分の生活保護費について、埼玉県生活保護マニュアルに記載された保護開始時における収入充当の方法を適用し、保護廃止日の前日までの最低生活費を日割計算により計上し、そこから8月分の[]年金の全額を収入認定したうえで、保護廃止までの生活保護費を算定した。そして、既に支給した生活保護費との差額[]円について、返還を求めたとしている。

しかし、本件は保護継続中に月の途中で保護廃止処分を行ったものであり、保護開始時の取扱いは保護廃止時に適用されない。したがって、8月の最低生活費は、 $\blacksquare$ 年金と最低生活費から $\blacksquare$ 年金を差し引いた額である生活保護費を合算したものであることから、1日あたりの生活費は、 $\blacksquare$ 年金と生活保護費のそれぞれを日割した額を、それぞれ均等に充てられると解釈すべきである。

このことから、本件過支給額は、最低生活費 $\blacksquare$ 円から $\blacksquare$ 年金 $\blacksquare$ 円を差し引いた生活保護費 $\blacksquare$ 円を当該月の日数で除した額に、保護廃止日以降の日数を乗じた額であるため、 $\blacksquare \div 31 \times \blacksquare = \blacksquare$ 円とするのが妥当である。

なお、審査請求人は $\blacksquare \div 31 \times \blacksquare = \blacksquare$ 円と主張しているが、生活保護の受給期間は保護廃止の前日までとなるため、過支給の対象となるのは $\blacksquare$ 月 $\blacksquare$ 日から31日までの $\blacksquare$ 日間となり、誤りである。

また、保護廃止決定処分は、単に生活保護を廃止ということだけではなく、保護廃止月における生活保護費の決定処分という性質も併せ持つものであることからすると、本件処分は保護廃止月における誤った生活保護費を認定したものであり、保護廃止に伴う過支給額についてはこれに伴い算定されたものといえる。したがって、本件処分は法第25条第2項が準用する法第24条第4項に違反する違法な処分であり、取消しを免れない。

- (3) 審査請求人は、本件過支給額の算定について、処分庁担当者から説明がなく、このことは行政手続法第35条に違反すると主張する。

同条は、行政指導の方式を規定するものであり、行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない（同条第1項）。本件過支給額は、上記（2）のとおり保護廃止決定処分に基づき算定されるものであるから、同条の規定は、本件処分の適否とは直接関係がないものである。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和4年7月12日

審査庁 埼玉県知事 大 野 元 裕

